

1 未成年者

原則 (取消しできる)	未成年者が法律行為（契約）を行うには、法定代理人の同意が必要である。同意がない場合、取り消すことができる。
例外 (単独でできる)	次の行為は、未成年者が単独で行ったとしても、取り消すことができない。 (i)単に権利を得、又は義務を免れる行為 (ii)一種又は数種の許された営業に関する行為 (iii)法定代理人から処分を許された財産の処分

2 成年被後見人

原則 (取消しできる)	たとえ成年被後見人の同意を得て成年被後見人が契約をしたとしても、本人又は成年被後見人が取り消すことができる。
例外 (単独でできる)	日用品の購入その他日常生活に関する契約は、成年被後見人であっても、単独ですることができる（取り消すことができない）。

注：成年被後見人が、成年被後見人に代わって、成年被後見人が居住している建物を売却するには、家庭裁判所の許可が必要である。

3 被保佐人

原則 (単独でできる)	被保佐人は、単独で契約をすることができる（取り消すことができない）。
例外 (取消しできる)	不動産の売買や借財等の重要な財産上の行為をするには、保佐人の同意が必要である。同意がない場合、取り消すことができる。

注：保佐人の代理権は、家庭裁判所の審判によって、特定の法律行為について付与された場合に限り認められる。

4 被補助人

原則 (単独でできる)	被補助人は、単独で契約をすることができる（取り消すことができない）。
例外 (取消しできる)	家庭裁判所により指定された行為をするには、補助人の同意が必要である。同意がない場合、取り消すことができる。

注1：補助開始の審判をするには、本人の同意が必要である。

注2：補助人の同意権、追認権・取消権、代理権は、家庭裁判所の審判によって、特定の法律行為について付与された場合に限り認められる。

5 相手方保護の制度

- (i)制限行為能力者の詐術⇒取消しを認めない。
- (ii)相手方の催告権⇒追認するか否かの催告ができる。

6 意思能力

意思能力のない者が行った契約は、当然に無効である。